

公募型プロポーザルに関する公告

令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8年 8月17日

白石市長 山 田 裕



1 業務の名称

令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務

2 業務の目的・概要

(1) 業務の目的

本業務は、令和4年3月に策定した「白石市空家等対策計画（第2期）」の計画期間が満了を迎えることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）の改正や社会情勢の変化、市内の空家等の実態調査等の結果を踏まえ、「白石市空家等対策計画（第3期）」の策定を行うとともに、空家特措法に基づく管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に係る手続きについて、公平性及び透明性の確保や法の適正な運用を行うため「白石市管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する対応指針（以下「対応指針」という。）」を策定することを目的とする。

(2) 業務場所

白石市内

(3) 業務概要

- ①空家等実態調査
- ②空家等対策計画の改定
- ③白石市管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する対応指針の策定
- ④白石市空家等対策協議会の運営支援

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。

4 提案上限額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の令和 7・8 年度競争入札参加資格を有していること。なお、参加資格を有していない者であっても参加することはできるが、契約の相手方となる者は、本業務に係る契約を締結するまでの間に参加資格を有していること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び白石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金改正法（昭和 23 年法律第 194 条）第 3 条に規定するもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当する者でないこと。
- (7) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）において、地方公共団体発注の空家等対策計画策定業務（改定業務含む）の履行実績を有し、かつ、本業務の配置予定管理技術者も同様の実績を有すること。

6 手続き等

(1) 必要書類の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各様式等は市公式ホームページよりダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領等を確認すること。

7 問い合わせ先

白石市建設部建設課 建築住宅係

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話 0224-22-1326

電子メール kensetsu@city.shiroishi.miyagi.jp

以上